

東広島市バレーボール協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東広島市バレーボール協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県バレーボール協会に所属し、東広島市におけるバレーボール技術の向上ならびに普及進行を図り、体育文化の進展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の事務所を東広島市内の総務委員長宅におく。

第4条 本会は第2条の目的に賛同する東広島市内在住の一般、教員、学校、家庭婦人及び愛好者のチームをもって組織する。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1) 各種バレーボール大会の開催及び後援。
- 2) バレーボール技術向上ならびに研究指導。
- 3) 東広島市体育協会に加盟して市内スポーツの振興に貢献する。
- 4) その他、本会の目的を達成するための事業。

第2章 役員

(役員及び定数)

第6条 本会に下記の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	2名
顧問	若干名
参与	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	総務・競技・審判各委員を充てる
理事	若干名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次による。

1. 会長及び副会長は理事会で推挙する。
2. 理事長及び副理事長ならびに常任理事は理事のうちから選出する。
3. 理事は各地区並びに各団体より推薦を受け会長が委嘱する。
4. 会長は学識経験を有する者の内から常任理事会に決議を経て、理事を委嘱することが

できる。

5. 監事は常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は本会を代表し会務を統括し、常任理事会及び理事会を招集しその議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 会長、副会長共に事故があるときは理事長がその職務を代行する。

(理事)

第9条 理事長は常任理事会及び理事会を代表する。

2. 理事長に事故あるときは副理事長がその職務を代行する。

3. 常任理事は常任理事会を、理事は理事会を組織する。

(監事)

第10条 監事は本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は下記のとおりとする。但し再任を妨げない。

会長、副会長 3年

その他役員 2年

2. 役員はその任期が終了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

3. 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4. 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第12条 会長は常任理事会に決議によって名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与は必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。

第3章 会議

(総会)

第13条 総会は本会の意思決定の最高機関とする。

2. 総会は理事会をもってこれに当てる。

3. 総会は、毎年1回決算期より60日以内を開くものとする。但し会長において必要があると認めるときは臨時に開くことができる。

4. 総会は会長が招集する。

(総会の決議事項)

第14条 総会は下記の事項を決議する。

1) 規約を改正すること。

2) 予算を定めること。

- 3) 決算を承認すること。
- 4) 行事を定めること。
- 5) その他重要なこと。

(常任理事会)

- 第15条 常任理事会は総会で決議された事項及び緊急を要する事項を協議執行する。
2. 常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事で協議する。

(会議の定数)

- 第16条 会議は役員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
2. 前項の会議に出席できない役員は委任状を持って出席とみなす。

(議決)

- 第17条 会議の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第4章 会計

(経費の支弁)

- 第18条 本会の経費については負担金、補助金、寄付金、その他の収入を持って支弁する。但し、加盟団体負担金については総会において決定する。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 加盟・脱退及び規律

- 第20条 本会に加盟登録しようとするチームは、日本バレーボール協会加盟チーム登録規定に準じ負担金を添えて手続きをしなければならない。
- (除名・出場停止・その他処分)

- 第21条 チーム及び構成員が本会の規約に違反し又は、本会の品位を傷つける行為があったときは常任理事会の決定により除名、あるいは大会への出場停止、その他処分をすることが出来る。

第6章 雑則

(委任規定)

- 第22条 この規約に別に定めのない事項は常任理事会に決定を経て執行する。但しこの場合は次の総会に報告し承認を求めなければならない。

(規約の改正)

- 第23条 本規約の改正は総会の議決をゆうする。

(規約適用年月日)

- 第24条 本規約は昭和50年8月30日から施行する。

付則 昭和58年4月21日 一部改正
平成5年4月15日 一部改正
平成10年5月11日 条文追加・一部改正
平成17年4月23日 一部改正
平成18年4月22日 一部改正
平成20年4月20日 一部改正
平成24年8月4日 一部改正
平成26年4月19日 一部改正

※平成21年度総会確認事項

全国大会出場に伴う協会からの支出について

- ・全国大会出場チームに10万円を支出する（予選大会がなく推薦の場合は7万円とする）
- 但し、同一年度での2回目以降は5万円とする
- ・小学校、中学校のチームは1万円とする。